

令和4年第9回野洲市農業委員会
総会議事録

令和4年9月12日開催

野洲市農業委員会事務局

令和4年第9回野洲市農業委員会総会議事録

令和4年9月12日午前9時30分より野洲市総合防災センター2階研修室において、令和4年第9回野洲市農業委員会総会を開催する。

出席委員は、下記のとおり。

1. 出席委員

- 1 番 清水 稔
- 2 番 小森 貴夫
- 5 番 島村 平治
- 6 番 北脇 広美
- 7 番 苗村 善明
- 8 番 辻 清子
- 9 番 東郷 恵子
- 10 番 石塚 健一
- 11 番 森 恒仁
- 13 番 安田 健一
- 14 番 市木 和雄
- 15 番 飯田 百合子
- 16 番 白井 嘉嗣
- 17 番 前田 美幸枝
- 18 番 杉江 保彦
- 19 番 岩井 正男
- 20 番 吉川 久和
- 21 番 青木 徹
- 23 番 田中 靖志
- 26 番 武浪 勘治

2. 欠席委員は、下記のとおり。

- 3 番 坂口 茂
- 4 番 辻川 清太郎
- 12 番 有馬 和夫
- 22 番 藤岡 いつみ
- 24 番 小森 正人
- 25 番 井狩 憲一

会議に参加したる職員

農業委員会	事務局長	川尻 康治
	主任	保智 翔太
	会計年度職員	新庄 敏雅

議 長 開会挨拶

議 長 みなさま、おはようございます。

総会に入ります前に、本日は総会終了後、農政部会を行いますので、総会につきまして、議事が短時間に、スムーズに執り行われますよう、みなさまのご協力をよろしくお願い申し上げます。

それでは、ただいまの出席委員は20名であります。

欠席は、3番 坂口委員、4番 辻川委員、12番 有馬委員、22番 藤岡委員、24番 小森委員、25番 番井狩委員です。

よって、出席者が過半数を超えておりますので、本総会が成立いたしました。

ただいまから、令和4年第9回農業委員会総会を開会します。

これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名委員の指名をいたします。

第5番 島村委員、第6番 北脇委員を指名いたします。

日程第2、会期の決定について、本会期は、本日1日間とさせて頂きたいと思いますが、これにご異議ございませんか。賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手多数)

挙手多数であります。

よって会期は、本日1日間と決定いたしました。

日程第3、議第27号から議第28号を上程します。

議第27号 農地法第5条第1項の規定による申請についてを議題とします。

それでは、事務局の説明を求めます。

事務局長 議案書の2ページをご覧ください。

「議第27号 農地法第5条第1項の規定による申請について」をご説明いたします。

案件は1件です。

辻町●●●●番、登記地目、現況地目共に田、面積計1,609㎡について、●●●●氏から●●●●氏に賃貸借において、増築工事を行うため転用申請があったものです。

●●●●は産業廃棄物の処理等の業務を行っておられますが、この度、事業拡大に伴い、事務所棟および工場棟の増築を計画されました。

位置図は議案書4ページをご覧ください。

申請地につきましては、一団のまとまりのある農地であることから、第1種農地となり、原則としては転用を許可しない農地となります。

しかし、産業廃棄物処理施設は、市街地に隣接して整備した場合、環境等、居住性を悪化させるおそれのある施設に該当することから、農地法において、農地転用の制限の例外として許可ができるものとなっており、今回はその例外規定に基づき申請を受け付けたものです。

●●●●におかれては、今回の増築にあたり、地元集落への説明会、市との開発協議を行っておられる中で、周辺農地への被害防除を徹底することについても認識をされております。

特に排水については、処理される産業廃棄物は主に金属、紙、廃プラスチックであることから、液体の取扱いはありませんが、雨水排水については、全て市道側へ流れ出るよう勾配を付ける設計がされており、近隣農地への流入はありません。また、敷地内から流れ出る廃水については、油水分離槽を設置され、それを經由することから、施設内に進入する車両からのオイル漏れについても対策をされています。

別添資料をご覧ください。

当該申請に係る農地法第5条調査結果は、農地区分では第1種農地となりますが、先ほど申し上げましたとおりです。その他の項目についても記載のとおりです。

以上、説明といたします。

議 長 続きます、意見委員の説明をお願いいたします。
第10番 石塚委員お願いします。

石塚委員 事務局説明のとおり、産業廃棄物施設の増築許可申請であります。以前、●●●●が操業しておりましたが、現在、●●●●が営んでおります。
従来どおり古紙、金属の処理を行うにあたり、今回、増設依頼があります。地元への説明会も取り組んでおられます。
皆様のご審議をよろしくをお願いいたします。

議 長 説明が終わりましたので、続きますして質疑がございましたら挙手をお願いします。
(挙手)
23番 田中委員。

田中委員 1点お伺いします。
顛末ありとなっております。内容をお知らせください。

事務局長 顛末と記載していますが、隣接者の同意が一部得られなかったことから、記載したものです。

田中委員 同意が得られないことで、顛末となるのでしょうか。
同意が得られなければ、顛末を出せばいいのですか。このままでは、本件が、顛末案件扱いになってしまう。整合性が図れないのではないのかと思います。

事務局長 顛末と記載したことが相応しくなかったと思います。国の通知等は、必ずしも隣接の同意を要さない取扱いとなっているので、今回は、隣接者の同意を得られるように調整や話し合いをされたが、同意が得られなかった理由書を添付されています。「顛末書」でなく、「理由書」に資料を訂正いたします。

田中委員 いま説明された内容を、残していただければと思います。

議 長 他にご質疑はございませんか。
なお、私も現地確認を行い、今年は耕作されておりませんが、前年度までは耕作されておりましたことを確認しております。顛末案件には該当しないと思いますが、隣接する地主の方にお聞きしますと同意が得られないことから、経過書が添付されております。

他にご質問はございませんか。

質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより議第27号の採決に入ります。

お諮りいたします。議第27号について賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認めます。

よって議第27号は議案どおりと決定いたしました。

続きまして、第28号議案 農地利用集積計画についてを議題とします。

この案件につきましては、農業委員会等に関する法律第31条「議事参与の制限」に基づき、利害関係者は議事に参与することができないということで、所有権移転関係の方につきましてはご退席を、貸借関係の方につきましては意見および挙手をされないようにすることで進めます。

それでは、事務局の説明を求めます。

事務局長 「議題28号 農用地利用集積計画について」をご説明いたします。

当議案は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、上記の議案を提出するものです。

内容は、別紙明細書のとおりです。先だって議案書と共に郵送いたしました利用権設

定の明細書をご覧ください。

利用権が設定されたのは、合計 10 件、23 筆、面積 48,781 m²です。

これらは農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項に掲げる要件に該当していると考え提出するものであります。

議 長 ご質問がございましたら挙手をお願いします。

(挙手)

21 番 清水委員。

清水委員 「賃貸者における転作時は無償」と以前からなっているのは、疑問があります。

今後も転作が増える中で、市役所はどのような指導がされているのかお聞かせ願います。

事務局 以前にもこの案件への質問がありましたが、個人間での契約となっており、指導への法的根拠がないため、市は指導を行っておりません。

状況として転作は増えていくことが考えられますが、現時点では個人間で納得されての契約なので、それを市が受諾しているものです。

議 長 他にご質問はございませんか。

(挙手)

9 番、島村委員。

島村委員 「行政指導等による転作時は無償」となっていますが、行政指導をされているのですか。

事務局 行政指導と書かれていると、「しなさい」と受け止められますが、各集落への転作率はお願いベースとなっており、減反を達成しなければならない通達とはなっていません。

契約書に記載されておりますので、そのまま転記されているものです。

議 長 他にご質問はございませんか。

(挙手)

19 番、岩井委員。

岩井委員 「行政指導等による転作時は無償」と記載するのがおかしいように思うし、契約時に双方へ質問を投げかけることが必要と思いますが。

事務局 誤解を招く記載と思います。今後、精査いたします。

議 長

他にご質問はございませんか。

ご質問がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

それではこれより議第28号の採決に入ります。

お諮りいたします。議第28号について賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認めます。

よって議第28号は議案どおりと決定いたしました。

以上で、本日の議事案件は全て終了いたしました。

以上をもちまして、令和4年第9回農業委員会総会を閉会いたします。

閉会 9時50分